

金融商品取引の勧誘行為に関する注意

宇都宮大学内において学生による金融商品取引の勧誘活動が行われていることが確認されています。

勧誘行為そのものは、違法行為ではありませんが、度重なる勧誘行為により精神的に疲弊し、学業及び私生活にも支障をきたしている学生からの訴えを受け、大学として、当該勧誘行為を学生の学修、研究活動を妨害するものとして、宇都宮大学学生懲戒等規程第5条第1号に基づく「教育的注意」の該当行為と見なします。

本通知後、該当行為が確認された学生は、懲戒の対象となりますので、予め周知いたします。

勧誘された、見聞した、などの学生は、速やかに指導教員、又は学生なんでも相談窓口に連絡するようお願いします。

令和4年12月26日

理事（学務・社会共創担当）

吉澤 史 昭

※文中の金融商品取引の具体例として、資産運用、金融取引の動画等データの入ったUSBメモリ又はアプリの情報商材を50万円超で購入させるもの。

※誘い方としては、「自宅でも稼げる」「簡単に稼げる」「月〇〇万稼げる」などの直接的な儲け話で誘うやり方、「ライブと一緒にいかないか」「勉強会があるけど行かないか」などイベント等へ誘い、会場で複数人での勧誘行為を行う。など

※購入代金は「借金しても数ヶ月で返せる」「数ヶ月で元が取れる（くらい稼げる）」と言い、学生ローンや消費者金融で借金をさせる。